

トータルサービスプランナーズネット株式会社行動計画
【女性活躍推進法 一般事業主行動計画】

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標： 管理職（支店長・事務長）へ登用する制度を設定し、管理職に占める女性の割合を30%以上にする。

<対策>

- 令和6年6月～ 従業員や管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和6年7月～ 現在の管理職へのヒアリング結果等による女性管理職へ登用する上で課題について調査
- 令和6年9月～ 管理職への転換希望調査開始
- 令和7年10月～ 管理職への転換希望者への研修開始